

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2012-10
September 11, 2012

目次:	
概要.....	1
要点.....	1
主な内容.....	1
重要な条項.....	3
ステップ1: 紛争鉱物条項の対象となる 企業.....	3
ステップ2: 合理的な原産国調査.....	6
ステップ3: デューデリジェンスおよび 紛争鉱物報告書.....	9
上場企業や未上場企業は 本規則遵守に向け、 どのような対応を行う 必要があるのか.....	14
質問.....	14
付録.....	15

SEC、紛争鉱物に関する規則を採決

多数の業界の上場企業と非上場企業に影響

概要

要点

- 米国証券取引委員会(SEC)は2012年8月22日、紛争鉱物[タンタル、スズ、タングステンおよび金]の使用および当該紛争鉱物の原産国がコンゴ民主共和国(DRC)またはその近隣諸国(DRC諸国)であるか否かの開示を一部の企業に義務付ける最終規則を承認しました。
- 本規則は、企業が本規則の要求事項の適用対象となるか否か、適用対象となるならば、何をすべきかについて企業の判断の一助となる3段階の措置を概説するものです。本規則の適用対象企業は、サプライチェーン活動を包括的に評価し、紛争鉱物の原産国がDRC諸国であるか否かを判断することになります。
- 部品メーカー、製錬業者、鉱物を採掘する採掘業者など対象企業のサプライチェーンに関わる企業は、上場の有無に関係なく、本規則の影響を受けます。SECでは、企業(およびその影響を受けるサプライヤー)は多額のコンプライアンス費用を負担する可能性が高いと想定しています。
- 企業は、SECへ提出すべき新様式 Form SDにおいて年次開示を義務付けられます。年次の開示対象期間は、企業の会計年度に関係なく、暦年になります。年次開示の提出期限は5月31日です。企業は、まずは、(2013年暦年度に関して)2014年5月31日に本開示要件に従うことになります。

主な内容

.1 SECはドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法(「ドッド・フランク法」)の第1502条により、紛争鉱物についてのルールを作成するよう指示されていました。これは、紛争鉱物の採掘および取引が、DRC地区において極度の暴力をもたらしている武装団体の資金源となっているという議会の懸念によるものです。



.2 紛争鉱物サプライチェーンに関する情報の開示を企業に義務付けること目的は、紛争鉱物の加工・流通過程の管理の強化を推進することによって、進行中の紛争に関与している武装集団の資金源を減らすことです。企業がDRC諸国から鉱物の調達を行うことを阻止するのを意図するものではありません。

PwC の見解:

SEC 規則を理解し、確実に順守するにあたっては、通常は企業の財務担当役員が責任をもって対応していますが、今回の規則は、議会が SEC に対して証券取引法を用いて社会政策を変更することを要求している点で、通常とは異なる性質を有しています。当該規則は財務報告とは(関連があったとしても)間接的な関わりしかないので、企業は財務担当役員が単独で当該規則へ対応できるものと考えべきではありません。当該規則への対応は、営業、購買、経営、法務、経理など、さまざまな部門が一丸となって、必要な情報の収集にあたる必要があります。

.3 「紛争鉱物」という用語は、紛争区域で採掘または加工されたか否かにかかわらず、タンタル、スズ、タングステンおよび金を指します。

PwC の見解:

紛争鉱物は、電子部品を使用した多くの製品を含む幅広い製品に使用されているため、当該規則はさまざまな業界のサプライチェーン全体に影響を及ぼします。たとえば、電子業界に加え、テクノロジー、航空宇宙、自動車、産業機械、消費財および宝石といった業界の企業やサプライヤーが最も影響を受けるものと考えられます。

.4 本規則は、証券取引法第13条(a)または第15条(d)に基づき、報告書をSECへ提出しており、製造ないし製造委託している製品の機能または生産のために紛争鉱物を必要とする企業に適用されます。本規則における「企業」の広義な範囲は、内国企業、海外民間企業、小規模開示企業、任意提出企業(債務情報のみを提出する企業を含む)等、証券取引法に基づく定期報告書をSECへ提出する企業(登録投資運用会社は除く)です。

PwC の見解:

SEC は、当該規則が約 6,000(登録企業全体のおよそ半分)の企業に影響を与えると予想していますが、サプライチェーンは「トリクルダウン(trickle down)」の性質を有しているため、当該規則はその10倍以上の企業に影響を及ぼすと考えられます。ある見積りでは、数十万規模の企業への影響が予想されています。企業が使用する紛争鉱物の産地に関する情報は、さまざまなレベルのサプライヤー(企業によって10社程度から数千社にのぼる)から収集しなければならず、その多くは非公開企業になります。

.5 非上場企業も影響を受けます。企業の製品が紛争鉱物を含み、その製品が大型完成品のコンポーネントである場合、その企業は各サプライチェーンに関して顧客から莫大な量の情報要求を受け取ることになると予想されます。また、顧客は本規則の直接の適用対象者でないにもかかわらず、企業がその製造ラインで使用する紛争鉱物の起源について(おそらく年1回)証明することを、顧客から依頼される可能性があります。

.6 企業は、上記パラグラフ4に記載の通り、本規則の適用対象者になると一旦判断したら、合理的な原産国調査(RCOI)を実施し、紛争鉱物の原産国がDRC諸国であるかどうか、その紛争鉱物がスクラップあるいはリサイクル由来であるかどうかについて判断しなければなりません。本規則のすべての適用対象企業には、SECへForm SDの提出が義務付けられることとなります。ただし、開示範囲、および、一部の開示について監査を受けるという要件は、RCOIの結果やその他要求されるデューデリジェンスに応じて異なります。

.7 企業は、RCOI実施後、必要とする紛争鉱物の原産国がDRC諸国であると知った場合、もしくは、紛争鉱物の原産国がDRC諸国であり、スクラップあるいはリサイクル由来でないかもしれないと信ずるに足る理由がある場合、デューデリジェンスを実施しなければなりません。デューデリジェンスの最終目標は、企業の紛争鉱物が「DRC紛争とは無関係である」、「DRC紛争とは無関係ではない」、「DRC紛争との関係は確認不能である」のいずれに該当するかを判断することです。

.8 企業は、必要とする紛争鉱物の原産国がDRC諸国であると結論づけた場合、あるいは、その原産国を判断できない場合、DRC紛争との関係性の判断に関係なく、Form SDの添付書類として「紛争鉱物報告書」を提出しなければなりません。「紛争鉱物報告書」はForm SDよりも広範囲な開示を要求するものです。

.9 紛争鉱物がDRC紛争とは無関係であるか否かについて企業がそれを判断できない場合、当該企業は、暫定措置として、2年間(小規模開示企業²の場合、4年間)、当該鉱物を「DRC紛争との関係は確認不能である」と記載することが認められます。当該暫定措置期間の間も、企業は、デューデリジェンスを実施し、デューデリジェンスの改善、および紛争鉱物が武装集団に利益を提供するリスクの軽減のために実施した対応策等、追加の開示を含む「紛争鉱物報告書(監査不要)」を提出することを義務付けられます。

PwC の見解:

一部の州政府や地方自治体は紛争鉱物問題に対応するための措置を講じており、紛争とは無関係と証明された製品を購入するのが望ましいとする規定や、ドッド・フランク法第 1502 条を遵守しない企業から代理店を通して物品やサービスを調達することを禁ずる指令を設けるなどの法案を作成しています。カリフォルニア州、マサチューセッツ州、メリーランド州、ロードアイランド州、およびピッツバーグ市などが、同様の法律を制定させているか、あるいは制定することを検討しています。また、カナダ政府や欧州委員会など、ドッド・フランク法と同様の法律を検討している海外の政府機関もあります。

重要な条項³

ステップ1: 紛争鉱物条項の対象となる企業

.10 本規則の規定では、証券取引法第13条(a)または第15条(d)に基づき、報告書をSECへ提出する企業(登録投資運用会社は除く)は紛争鉱物条項の対象となります。SECは、適用範囲に関して、除外や調整を行ってしまうと、議会の当初の意図と整合しなくなってしまうとの立場を示していました。また、SECは重要性による例外を規定してはドッド・フランク法を適切に導入したことはないと考えているので、本規則には重要性による例外規定は定められていません。

¹ DRC 諸国が原産国であるが、直接的であれ間接的であれ、DRC 諸国の武装集団に資金および利益を提供していない紛争鉱物は「DRC 紛争とは無関係である」とみなすことができます。

² 小規模開示企業とは公開株式の時価(public float)が75百万ドル未満である企業をいいます。

³ SEC 提供のフローチャートに関して付録を参照。企業が紛争鉱物規則のステップを検討する場合に、本フローチャートはハイレベルな参照資料として有用です。

PwC の見解:

一般に、小規模報告企業、新興成長企業、負債証券のみを上場している企業など特定の企業は、連邦証券法を遵守するうえでより柔軟な対応が可能で、コストを抑えることができます。しかし、当該規則は一切の免除規定を設けていません。唯一認められた便宜上の取計らいは、小規模報告企業に対し、サプライチェーンにおける紛争鉱物の原産国および管理を特定するための時間を一時的に長めに与えたことのみになります。

.11 ドッド・フランク法の紛争鉱物条項は、紛争鉱物が「製造している製品の機能または生産のために必要である⁴」企業に適用されます。本定義に当てはまらない企業は本規則においてその他の義務を負いません。該当するか否かの判断は個別の事象や状況によります。この条項に整合させるために、本規則には解釈の基礎となる用語集があります。本規則は、必ずしも用語を定義するものではなく、十分な検討ができるように、関連する要素(パラメーター)を提供するものです。

「製品の機能のために必要」

.12 本規則では、紛争鉱物が製品の「機能のために必要である」か否かについて企業がそれを判断する際に検討する3つの要因を説明します。

- 紛争鉱物は、製品または製品のコンポーネントに含まれている、あるいは意図的に付加されたもので、事前発生する副産物ではないか？
- 紛争鉱物が、製品について一般的に期待される機能/用途/目的のために必要であるか？
- 紛争鉱物が装飾、模様、飾りのいずれかの目的のために含有される場合、その製品の主要目的は装飾や模様か？

.13 企業は、製品の主要目的について明確にする必要があります。一般的に期待される機能/用途/目的を複数持つ製品に関して、そのうち1つでも必要である場合、紛争鉱物は製品の機能のために必要であるとみなされます。

PwC の見解:

紛争鉱物が製品の機能に必要なか否かは、必ずしも明確に評価できるわけではありません。アパレル業界におけるボタンの使用を例に挙げると、ボタンはスズなど色々な材料から作り出すことができますが、企業が衣類を製造し、前開きのシャツをスズのボタンを使用して開閉する場合、これらのボタンはシャツの機能に必要なと考えられますが、同じスズのボタンをシャツの袖の飾りとして用いる場合には、これらのボタンは装飾用とみなすことができます。

この例は、当該評価がいかに「事実および状況」に左右されるかを示しており、場合によっては製品ごとに評価を実施する必要があることを示唆しています。企業は、十分に、時として広範囲にわたって、自社が製造する製品の棚卸しをする必要があると考えられます。この作業には、「必要な」評価を行うために製品のスペシャリスト、エンジニアや、その他関連分野の専門家が関与しなければならない可能性もあります。特に「曖昧な(gray)」分野については、当該規則が自社や自社製品にどのように適用されるか、SEC へ助言を求める必要もあります。

⁴ 証券取引法第 13 条(p)(2)参照。

「製品の生産のために必要」

.14 企業が本規則の対象となるか検討するためには、販売あるいは提供される最終製品に、紛争鉱物が含まれていなければなりません。さらに、製品の製造過程で自然に生じたのではなく、意図的に付加されたのであれば、紛争鉱物は製品の生産のために必要であるということを、より示すものであると、SECは考えます。

.15 生産において触媒として使用する鉱物に関して、SECは、紛争鉱物が完全に除去されない限り、紛争鉱物は、本規則に基づき、微量であっても、製品に「含まれる」という結論を下しました。製品を製造するために使用する工具や機械に紛争鉱物が付着していることで、生産において間接的に使用される紛争鉱物は本条項から除外されます。たとえば、紛争鉱物を含むドリルビット(板錐)が製品を製造するために使用されますが、製品完成時点では製品には紛争鉱物が含まれていない場合、当該製品は本規則の適用範囲外となると考えられます。

「製造」と「製造委託」

.16 「製造」という用語は一般的に理解されているものと考えますが、本規則において、紛争鉱物を含む製品を保守点検あるいは修理するだけの企業を「製造者」としてみなさないことを明確にしました。

PwC の見解:

紛争鉱物を含む製品の製造を委託し、完成した製品を(実際に販売するのではなく)顧客へのサービス提供に用いる企業については、本規則による定義が不明確で解釈を要する分野の一つです。たとえば、フェリー運航会社が造船会社と機能に必要な紛争鉱物を含む船を製造する契約を締結した場合、フェリー運航会社は船の設計や使用する鉱物について大きな影響を与えることができますが、納品された船を販売する計画はなく、フェリー運航サービスを顧客に提供するためにのみ使用します。本規則および SEC のコメントにおいて、このような状況にあてはまる直接的な記述は見当たらないものの、本規則にはこのような状況に類似した状況と解釈できるような表現もあります。本規則の最終的な適用範囲が確定する前に、この点を明確にすることが必要と考えられます。

.17 本規則は、原則として、「製造者」の範囲から採掘業者を除きます。しかしながら、採掘の他に、製品を製造する採掘業者は本規則の適用対象となります。当該適用除外は、SECがドッド・フランク法の立法の経緯に関する変更点を見直したことに基づいており、紛争鉱物の採掘のみを事業とする企業に関する規定が、議会を通過した最終版で除かれたことに対応するものです。

.18 SECは、「製造委託」という用語をより明確にしましたが、本規則の影響を受ける業界は多岐にわたるため、具体的な定義は避けました。部品メーカーを利用するメーカー等、製品の製造を委託する企業は、製造工程への影響度を評価しなければなりません。これには、材料、部品、成分、コンポーネントに与える影響も含まれます。

.19 影響度は個別の事象や状況に応じて異なりますが、本規則では企業が製造委託しているとみなされない場合について規定しています。企業は、その活動が下記に限定されるならば、原則、「製造委託している」とみなされないと考えられます。

- 製品の製造に直接関連のない契約上の条件を明確化する、あるいはそれを交渉する場合(例:製品に関するトレーニング、テクニカルサポート、価格、保険、免責、知的所有権、紛争解決、その他同等の条件)。
- 第三者が製造した一般的な製品に対して、企業のブランド、商標、ロゴ、あるいはラベルを添付する場合。

- 第三者が製造した製品の保守点検あるいはその修理。

.20 本規則に対するSECの解釈に基づき、SECは、企業が委託メーカーに与える影響の水準について、「影響無」から「影響大」まで変動幅があると考えています。しかしながら、本規則適用範囲の中で、ある企業の影響度を持つかについて、明確な指標はありません。たとえば、本規則上、SECの見解では、無線通信システムプロバイダーが携帯電話の製造を委託し、ネットワーク上で製品を動作させるために一部の仕様を提供する場合、当該無線通信システムプロバイダーはそれ自体で大きな影響を示唆するものではありません。ただし、影響度に関係なく、その仕様で特定の紛争鉱物の含有が要求されるならば、その企業は、製造委託しているとみなされ、紛争鉱物条項の対象となると考えられます。また、製品が製造委託されているとみなされないならば、企業は製品の製造に対して実質的な影響または支配を持つ必要はないともSECは指摘しています。

PwC の見解:

企業は本規則の対象となるかを判断するために、自社の影響力の程度を評価する必要があります。特に大手小売業者は、何千もの製品について分析を行い、単純な「ブランディング」(本規則対象外)か、あるいは製造に影響を及ぼしているのかについて重大な判断を行わなければならない可能性があります。この影響力の程度について更に明確な指針が提供されない場合、判断を行う際に、SECの助言を求めることが望ましいと考えます。

ステップ2: 合理的な原産国調査

.21 紛争鉱物が製造ないし製造委託している製品の機能または生産のために必要であると企業が判断する場合、企業はDRC諸国がその紛争鉱物の原産国であるか否かについて判断しなければなりません。本規則では、これを合理的な原産国調査(RCOI)といいます。

.22 SECはRCOIの構成要素について意図的に定義しませんでした。理由は各企業の事象や状況に応じて異なるからです。「合理的な」という語は熟考した上で選択したものです—SECは本調査に絶対的な精度までは求めてはいません。

合理的な原産国調査の構成要素は？

.23 SECはRCOIについて定義しませんでした。本調査にかかる一般的な基準と、本調査の結果として要求されるステップを包含しました。RCOI調査は、「DRC諸国が企業の紛争鉱物の原産国であるかどうか、もしくは企業の紛争鉱物がスクラップあるいはリサイクル由来であるかどうかについて判断するために合理的に策定され、企業は本調査を誠実に実施しなければなりません」⁵。

.24 企業がRCOI基準を満たしうる一つ的手段としては、鉱物の産地あるいは紛争鉱物の加工工場を記載した、合理的に信頼できる表明をサプライヤーから入手することです。当該表明において、DRC諸国が紛争鉱物の原産国ではないこと、または、紛争鉱物がスクラップあるいはリサイクル由来であることも記載すべきです。もしくは、紛争鉱物が「DRC紛争とは無関係である」か否かについて、企業が追加の証明を求めた時点で、DRC諸国が紛争鉱物の原産国であることを表明に記載することも可能です。

⁵ 米国証券取引委員会、リリース No.34-67716 の 17CFR パート 240 および 249b、ならびにファイル No.S7-40-10 のセクション D(1)(c) 参照。

.25 企業が(サプライヤーからの直接的なものであれ、直接のサプライヤーにとってのサプライヤーからの間接的なものであれ)サプライヤーからの表明に依拠している場合、企業には、その表明が真実であると考えるだけの根拠がなければなりません。たとえば、加工工場は認定業界団体から「DRC紛争とは無関係である」という指定を受けた、あるいは、加工工場は「DRC紛争とは無関係である」ことを証明する民間の監査を受けたなどです。「サプライヤーからの表明」アプローチは、RCOIへの対応手段の一例です。その他のアプローチも許容されると考えられます。

.26 「合理的」という基準を確約する際、SECは、企業が「サプライヤーからの表明」アプローチを選択する場合、企業はあらゆるサプライヤーから表明を入手する必要はないと述べました。企業が合理的な調査プロセスを構築し、それを誠実に実施したが、DRC諸国が紛争鉱物の原産国ではないという表明をすべてのサプライヤーから入手できなくても、それで十分RCOI要件を満たしている可能性があります。その場合、表明を行わなかったサプライヤーからの紛争鉱物について、その原産国がDRC諸国であると考えただけの根拠を持ち合わせていない限り(たとえば、残りの鉱物がDRC諸国を原産国とすることを示唆する警告サインまたはその他の状況を無視しない限り)、企業はその紛争鉱物の原産国がDRC諸国以外であると宣言可能であると考えられます。

PwC の見解:

企業が RCOI を実施する際には、その実施検討が必要です。米国 SEC は、絶対的とはいかないまでも、合理的な水準での調査が必要である旨を明らかにしています。すべてのサプライヤーから申告を受けなかった場合には、鉱物が対象国外を原産とするとの結論を得るために、どの程度の対応が必要か明らかではありません。ごく微量の鉱物の調達先が不明だとしても、企業は、調達鉱物が対象国外を原産とすると結論づけることができると SEC は規定しています。このことは大多数のサプライヤーから申告を得たことを考慮したものと考えられます。さらに、サプライヤーからの申告の合理性を評価するには、そのための取組みや知見を有するチームが必要となります。企業はサプライヤー各社に対して、サプライヤーの所在地や、その供給する鉱物の種類に鑑みて、サプライヤーからの回答が合理的か確認する必要があり、また、サプライヤーが調査の内容を真に理解しているかどうかを確認する必要があります。

デューデリジェンスの要否の判定

.27 RCOIの結果、以下のいずれかに該当する場合、企業はデューデリジェンスを実施する必要はありません。

- 紛争鉱物の原産国がDRC周辺諸国でない場合。
- 紛争鉱物がリサイクルまたはスクラップ由来の場合。
- 紛争鉱物の原産国がDRC周辺諸国であると信じるに足る理由がない場合。
- 紛争鉱物がリサイクルまたはスクラップ由来であると合理的に信じる場合。

.28 自社が使用する紛争鉱物の原産国がDRC周辺諸国であると知っている場合、あるいは、当該紛争鉱物の原産国がDRC周辺諸国である、またはリサイクルまたはスクラップ由来ではないと信じるに足る理由を有している場合(「レッドフラグ (red flags)」)、企業はステップ3に進み、当該紛争鉱物の起源および加工・流通過程の管理に係るデューデリジェンスを実施する必要があります。本規則がこのような規定を設けている理由は、企業が潜在的なレッドフラグを「無視する、または故意に気付かない⁶」ことを防ぐためです。レッドフラグの例としては、DRC周辺諸国を含むと知りながら、多数の国から鉱物を調達する製錬業者や、紛争鉱物の埋蔵量が少ないことが明らかな国が原産であると主張するサプライヤーが挙げられます。

PwC の見解:

同様に、サプライヤーが紛争鉱物をリサイクル業者から調達していると主張する場合、企業は、リサイクル業者の操業について高いリスクが認められたり、操業がDRC周辺諸国で行われているならば、リサイクル業者の主張が合理的かどうか(言い換えると、リサイクル業者がDRCからの純鉱物をリサイクルとして流通させているリスクはないか)を検討する必要があるかもしれません。

リサイクルまたはスクラップ由来の鉱物

.29 本規則は、企業が必要に応じてデューデリジェンス・フレームワークを適切に実行することを確保するため、リサイクルまたはスクラップ由来の紛争鉱物について定義しています。SECの定義は、経済協力開発機構(「OECD」)によるリサイクル金属の定義と多くの点で類似しています。紛争鉱物は、以下のいずれかに該当する場合、リサイクルまたはスクラップ由来の鉱物とみなされます。

- エンドユーザー製品または使用済み製品や、製品の製造過程で発生した加工スクラップを再利用したリサイクル金属に由来する鉱物。
- スズ、タンタル、タングステンおよび(または)金の製造において、適切に(DRC紛争とは関係なく)精錬あるいは加工された金属から成るスクラップ金属を含むもの。

.30 本規則は、加工されていない鉱物、または部分的に加工された鉱物はリサイクル金属の定義を満たさないと明記しています。同様に、他の鉱石からの副産物についても当該定義に該当しません。

デューデリジェンスが必要でない場合の開示

.31 上記第27項に掲げる四つの判定のいずれかに該当し、デューデリジェンスを実施する必要のない企業は、当該判定についてForm SDにて開示し、ROCIおよびその結果に関して簡潔に記述します。当該記述が、企業の判定を裏付けることとなります。ROCIに係る要件が定義されていないことを踏まえ、SECは、企業が判定を行うにあたって「どの程度の注意を払ったのか(degree of care)」をForm SDのユーザーが評価できるよう、当該プロセス全体にわたって透明性を確保することを望みました。

⁶ 証券取引委員会、17 CFR パート 240 および 249b、公表番号 34-67716、資料番号 S7-40-10、セクション D(1)(c)

ステップ3: デューデリジェンスおよび紛争鉱物報告書

.32 上記第28項に掲げる条件を満たす企業は、デューデリジェンスを実施します。デューデリジェンスに基づき、自社が使用する紛争鉱物の原産国がDRC周辺諸国であると判断した場合、第三者による監査を実施する必要性が生じます。一方、デューデリジェンス実施後、当該紛争鉱物の原産国が判断できない場合は、監査は必要としないものの、これは一時的に過ぎません。(詳細については第40項に詳述。)いずれの場合であっても、企業は、Form SDを提出するにあたって、紛争鉱物報告書を添付する必要があります。

デューデリジェンスに基づく判断

.33 一般にデューデリジェンスを完了した企業は、自社が使用する紛争鉱物の原産国がDRC周辺諸国であるか否か、また、リサイクルまたはスクラップ由来であるかの結論を下します。

紛争鉱物がリサイクルまたはスクラップ由来である、またはその原産国がDRC周辺諸国以外である場合

.34 デューデリジェンスを実施した結果、紛争鉱物の原産国がDRC周辺諸国以外である、あるいはリサイクルまたはスクラップ由来であると結論付けることができた場合、紛争鉱物報告書の提出は不要です。ただし、企業は、Form SDの本文において、デューデリジェンス、その結果、および最終的な判断について記述しなければなりません。

紛争鉱物の原産国がDRC周辺諸国である場合

.35 紛争鉱物の原産国がDRC周辺諸国であると判断した場合、企業は紛争鉱物報告書をForm SDの添付書類として提出しなければなりません。当該報告書には、紛争鉱物の起源および加工・流通過程の管理に係るデューデリジェンスの手法について記述する必要があります。

.36 紛争鉱物の原産国がDRC諸国であるとの判断がなされた場合、自動的に紛争鉱物報告書が監査対象となります。企業は独立した監査人による監査を受けたことを証明しなければならず、当該証明書および監査報告書を紛争鉱物報告書に含めて提出します。

.37 本規則は、最終的に「DRC紛争とは無関係である」と判断された紛争鉱物について、原産国や紛争鉱物の加工施設に関する記述、および鉱山や原産国を特定するために行われた取組みなど、紛争鉱物報告書において追加的な開示を求めています。また、「DRC紛争とは無関係ではない」と判断された製品に関しても記述するよう求めています。

PwCの見解:

デューデリジェンスの範囲は、各調査フェーズでの結果によって異なります。初期段階のデューデリジェンスでは、RCOIの過程では原産国を合理的に絞り込めなかった紛争鉱物について、これを特定するのが目的としています。もし企業が、ある特定の鉱物資源だけが対象国を原産国とすると絞り込めるならば、次のステップのデューデリジェンスでは、これらの鉱物資源のみを対象にすることができます。そして、こうした紛争鉱物について、追加のデューデリジェンスにおいて、「DRC紛争とは無関係である」かどうか明らかにする必要があります。すなわち、この追加のデューデリジェンスから、紛争鉱物報告書に含まれる開示情報のレベルを上げるという結論に至ります。

SECとしても、不可能でないとしても、現実問題として、製錬や精製過程を経しまうと、その製錬や精製にあたった業者を通じて以外は、紛争鉱物について、その採掘場や原産地までトレースすることは非常に難しいことを認めています。達成可能な特定性の程度は、サプライチェーンとその管理に関する報告のメカニズムが将来的に進展するとともに、進化し続けると思われます。

紛争鉱物の原産国が確認不能である場合

.38 いわゆる「バッグ・アンド・タグ (bag and tag)」プログラムや製錬業者証明書などサプライチェーン・デューデリジェンスの現状を踏まえると、本規則発効後しばらくは、紛争鉱物の原産国をすぐに特定できない企業も(恐らく多く)出てくると考えられます。従って、本規則は、一時的な措置として、企業が紛争鉱物を含む製品を「DRC紛争との関係は確認不能である」と判断することを認めています。

.39 このような判断は、紛争鉱物の起源および加工・流通過程の管理についてデューデリジェンスを実施した上で、下すことができます。この場合においても紛争鉱物報告書は必要であり、以下の開示情報が求められます。

- 実施したデューデリジェンスの内容。
- 前暦年以降に実施された、あるいは実施される予定の、紛争鉱物が武装集団に利益を与えるリスクを低減するための施策(該当があれば)。当該施策には、デューデリジェンスの改善策を含みます。
- 紛争鉱物の加工施設(分かる場合)。
- 鉱山や原産国を特定するために行われた取組み(該当があれば)。

.40 本規則の発効後二年間は、企業はその紛争鉱物について「DRC紛争との関係は確認不能」であると報告することが認められます。小規模報告企業については、四年間認められます。しかし、この一時的な猶予期間が終了した後も、紛争鉱物に関して判断できない企業は、紛争鉱物報告書において、関連製品に関して「DRC紛争とは無関係である、とは特定されていない」と記述しなければなりません。その時点で、当該企業は、紛争鉱物について「DRC紛争とは無関係ではない」と判断した企業と同様の開示および監査要件に従わなければなりません。

デューデリジェンス・フレームワーク

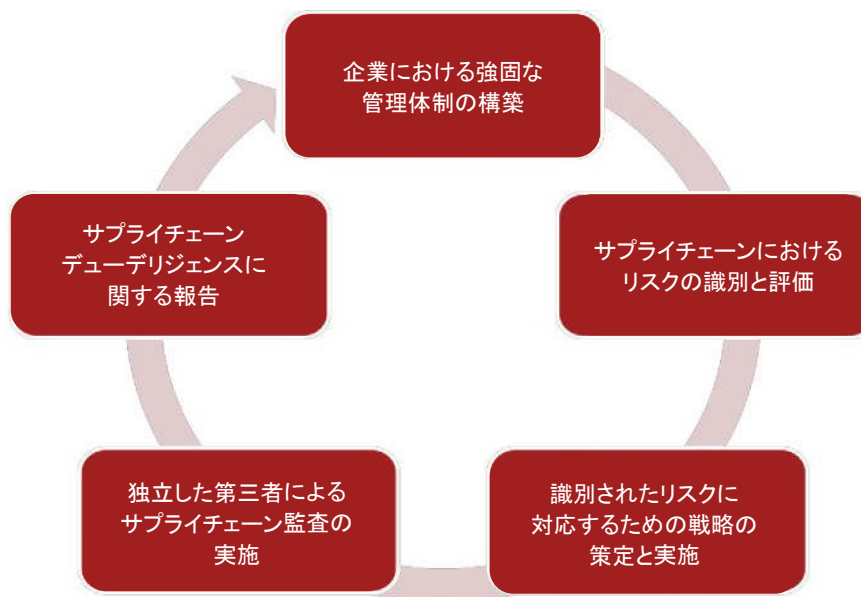
.41 本規則では、企業がデューデリジェンスを実施するにあたって、デューデリジェンス手続に基づき構築された、米国内でまたは国際的に認められているフレームワークに則っており、米国会計検査院(GAO: Government Accountability Office)が定める、一般に認められた政府監査基準(GAGAS: Generally Accepted Government Auditing Standards)⁷と整合することが求めています。紛争鉱物に関連して、現時点で当該要件を満たす既知のフレームワークとしては、OECDの「紛争鉱物サプライチェーンに関するデューデリジェンス・ガイダンス(Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas)」が挙げられます。

.42 OECDのフレームワークは、スズ、タンタル、タングステンに関する補足ガイダンスに加え、別途、金に関する補足ガイダンスも提供しており、デューデリジェンスを実施する上で活用することができます。両ガイダンスを利用した場合(たとえば、企業がスズおよび金の双方についてデューデリジェンスを実施する必要がある場合など)、紛争鉱物報告書において、デューデリジェンスの手順が鉱物毎にどのように異なっていたかを説明する必要があります。

⁷ 一般に「イエローブック(Yellow Book)」監査と呼ばれます。

PwCの見解:

OECD フレームワークは、非常にハイレベルです。企業は、監査対象となりうるかどうかを判断するために、自社の現状と諸条件にカスタマイズされたデューデリジェンスプロセスを体系化し文書化する必要があります。OECD フレームワークの 5 つのキーファクターは次のようになります。



独立した公認の民間部門の監査に関する要件

.43 本規則は、紛争鉱物報告書について、独立した公認の民間部門の監査を実施する目的を、以下の点に関して意見や結論を表明するためと述べています。

- 紛争鉱物報告書に記述されている企業のデューデリジェンス・フレームワークの設計が、すべての鉱物について、企業が適用する米国内でまたは国際的に認められたデューデリジェンス・フレームワークの基準に合致している。(すなわち、設計の妥当性。)
- 企業が当該報告書に記述したデューデリジェンスの手法が、実際に行われたデューデリジェンスの手順に合致している。(すなわち、実施に関する記述内容の正確性。)

.44 本規則は、紛争鉱物報告書の監査対象箇所について、企業のデューデリジェンスの設計、および企業が実施したデューデリジェンスの手法に関わる記述の部分に限定しています。監査の目的上、監査人は、デューデリジェンスの手法の有効性や、企業の紛争鉱物が「DRC紛争と無関係であるか」に関する意見や結論を表明することは求められていません。

.45 独立した監査は、GAO公表の基準に基づき実施されなければなりません。GAOは新たな基準を策定する予定はないため、独立監査人が紛争鉱物報告書に対する意見表明を行うにあたっては、保証業務基準やパフォーマンス監査基準などの現行GAGAS規則に従うことになります。

.46 保証業務に係るGAGASの規則では、まず米国または国際的な保証基準(たとえば、AT101やISAE 3000)を基本としています。その上で、これらの基準の要件に加え手順が要求されます。

.47 アテステーション業務に係るGAGAS基準では、一般に、GAGASにより認定された公認会計士(CPA)が業務を実施することが要求されます。パフォーマンス監査はCPAによって実施されることを要求されませんが、パフォーマンス監査基準を用いる監査人は、依然としてGAGASに基づく特定の認定条件、すなわち継続的な専門教育、品質管理基準、および独立的なピアレビュー等を満たさなければなりません。

PwCの見解:

SECは、GAGASのアテステーション基準やパフォーマンス監査基準を用いて監査されている紛争鉱物報告書は受理すると思われず。これらの2種類のGAGAS基準のいずれを選択するかは、ルールを遵守するためにコスト負担を強いられる企業が選択することになります。ルール策定段階では、非公認会計士(non-CPA)によるパフォーマンス監査が、アテステーションレポートよりも費用対効果があると考えられます。(あるいは、少なくとも、選択肢があることが、市場の競争を促進すると考えられます。)

GAGASに従い、アテステーション意見は、規定のフォーマットに従うことになります。しかしながら、パフォーマンス監査意見は、定型化されておらず、どのように記述すべきかについてガイドラインは存在しているものの、同じ監査目的でありながら、あるパフォーマンス監査と別のパフォーマンス監査とでは、記載が大幅に異なる可能性があります。企業は、アテステーションやパフォーマンス監査を行う独立の監査人等を選定する際には、これらを考慮する必要があります。同業他社や競合企業と比べた場合の監査報告書の書きぶりの違いに敏感な企業は、パフォーマンス監査報告書の記載に、満足できないかもしれません。加えて、当該監査報告書はSECに提出される紛争鉱物報告書に含まれるため、監査報告書で使用されている潜在的な文言の違いは、SECや公衆の目にさらされることになります。

.48 SECは、本規則に関連した追加的な独立性の要件を採用する意向はないと述べています。従って、紛争鉱物報告書の監査人はGAOが定めた独立性の基準を遵守する必要がありません。紛争鉱物報告書の監査人は、SECの独立性に関する規則上の独立性を損なうような役割を果たすことは求められていません。このため、SECは、紛争鉱物報告書の監査人が企業の財務諸表も監査する場合、Regulation S-XのRule 2-01における独立性の要件と矛盾することはないと考えています。

.49 本規則では、紛争鉱物報告書の監査を実施する業務をRegulation S-Xの規則2-01の事前承認要件の対象となる「非監査業務」とみなし、代理人への委託料の開示における「その他の費用」に分類することを規定しています。

ディスクロージャー要件概要

.50 企業は、製造ないし製造委託している製品の機能または生産に必要な紛争鉱物の有無を明らかにし、Form SDに記載することになっています。当該開示は、紛争鉱物の原産地、企業のRCOIに関する簡潔な記述、またこうした質問の結果を、対象とすることを意図しています。Form SDには、企業を代表権のある取締役がサインすることが義務付けられています。加えて、企業は同様の情報を、最低1年間自社のWebサイトに掲載することになっています。RCOIの結果によって、企業には、監査済みの紛争鉱物報告書を提供する必要が生じるかもしれません(上記セクション3を参照)。当該報告書は、Form SDの参考資料として提出されることになっています。

.51 セクション302やサーベインズ・オクスレー法906で要求されている最高経営責任者や最高財務責任者の認証は、Form SDやその他条項には適用されません。そのため、SECは、代表権のある取締役が、紛争鉱物報告書の中で、紛争鉱物報告書について独立の監査を受けたことを認証することを義務づけています。

“提出”あるいは“備置”

.52 本規則では、鉱物資源報告書と監査報告書を含め、報告企業にForm SDに該当する情報を要求しています。報告企業がフォームを“提出する”か“備え置く”のいずれかはSECのDodd-Frank法における定義の解釈に基づいています。

.53 SECに情報を“提出”することは法の規定であり、その結果、セクション18の法的義務の適用を受けることとなります。証券取引法セクション18に基づき、提出された報告書に基づいて行動し、その結果損害を受けたことを証明しえた場合には、投資家は、虚偽あるいは誤解を生じさせる記載を行ったとして、企業に対して訴訟を起こすことができます。しかしながら、SECのコメンタリーでは、セクション18は、提出された情報に対して厳格な法的債務を生ぜしめるものではないとしています。むしろ、誠実に行動した結果であり、かつ報告が虚偽あるいは誤解を生じさせることを知りえなかったと主張しえた場合には、何人も提出された報告書に含まれる誤解を生じさせる記載に対して法的責任を問われるものではない、としています。

暦年による報告

.54 Form SD は年度報告を、暦年終了後の翌年の5月31日と義務付けています。この時期は年次報告のタイムテーブルと同時期で、本規則に基づき情報の提供を義務付けられている登録企業の業務負担も少ないと考えられています。対象となる全企業が同じ期限であることが重要とされています。外国企業や、本規則を遵守する上で、提出企業本体と比べて時間的余裕のある提出企業の傘下企業にも期間延長は認めません。

.55 企業は、暦年をベースに、当該暦年において製造を終えた紛争鉱物を含む製品について、紛争鉱物に関する開示を行うことが求められています。これは、企業が当該製品を受領した年と異なる可能性があります。2013年12月30日に、製造委託業者において、必要となる紛争鉱物を含んでいる製品の製造を終了している企業を考えます。当該企業は2014年の1月2日までに製品を所有していないとしても、2013年の暦年を対象とする紛争鉱物の開示にこの製品を含めることが義務付けられています。

.56 SECは、企業が最近買収した企業から必要となる紛争鉱物情報を集めるための時間が必要となることは認めています。このような懸念に対応するために、本規則では、被買収企業が製造した製品に関する初度報告を遅らせることを認めており、これによって買収の効力発生日後8カ月を超えない間に始まる最初の暦年の末日まで猶予を持たせています。

PwC の見解:

すべての企業が暦年ベースで開示を提供するという規定によって、サプライヤーは、一年を通じて継続的に多数の顧客からの問合せに対応し、報告しなければならないという過度の負担から軽減されます。新ルールに対応する情報を生成するシステムやプロセス構築するための取組みは、大々的なものになると考えられます。

企業は 2013 年 1 月 1 日以降有効となるルールを遵守するために必要となる情報について、直ちにサプライヤーとコミュニケーションを始めるべきです。業界団体によっては、すでに質問票作成支援や必要となる情報を収集するためのサプライヤーとの取組みを始めています。

既存のサプライチェーンに含まれている紛争鉱物

.57 ルールは2013年1月31日以前にサプライチェーン外であった紛争鉱物を対象外と規定しています。これには以下の鉱物が含まれます。

- 精錬された鉱物;
- 完全に精製された金; あるいは
- 対象国以外で採掘されたその他紛争鉱物

.58 SECは、これらの条件はいずれも、サプライチェーンにおいて、もはや紛争鉱物が武装勢力を利することはないという信頼できる証明を提供する最初の機会となると考えています。2013年1月31日の期限は、すでにサプライチェーン内に紛争鉱物を保有している企業の移行期間に位置付けられています。この移行期間によって、企業はその間に、既にサプライチェーンに取り込まれている鉱物を対象国から移動するか、精錬あるいは精製することを認められています。

PwC の見解:

上記の「サプライチェーン外」の概念の実例として、製造プロセスを通じた紛争鉱物のライフサイクルが18カ月のハイテクメーカーを考えます。価格戦略のために、メーカーは2013年の製造に必要な精錬された紛争鉱物のすべてを2013年1月31日以前に調達しました。上記の除外に基づき、メーカーの2013年のForm SDには2013年1月31日以前の紛争鉱物の在庫で製造された製品を対象とする必要はありません。

上場企業や未上場企業は本規則遵守に向け、どのような対応を行う必要があるのか

.59 第一に企業はどの製品が本規則に従う必要があるのか特定する必要があります。これは自社の部門間で協力し、どの製品が紛争鉱物を含めているか把握し、その結果、それらが製品の機能として必要かどうかを理解する必要があります。

.60 仮に企業が本規則に従う必要がある場合、RCOIの実行計画を策定する必要があります。このプロセスはサプライヤーが迅速に対応し、適切な情報を提供できるかに大いに依存しているため、この取組みは社内横断の専属チームが必要となります。企業は今後、情報収集を進めるために、どのようにOECDフレームワークの原則を、既存の運用ポリシーに統合させるか判断する必要があります。

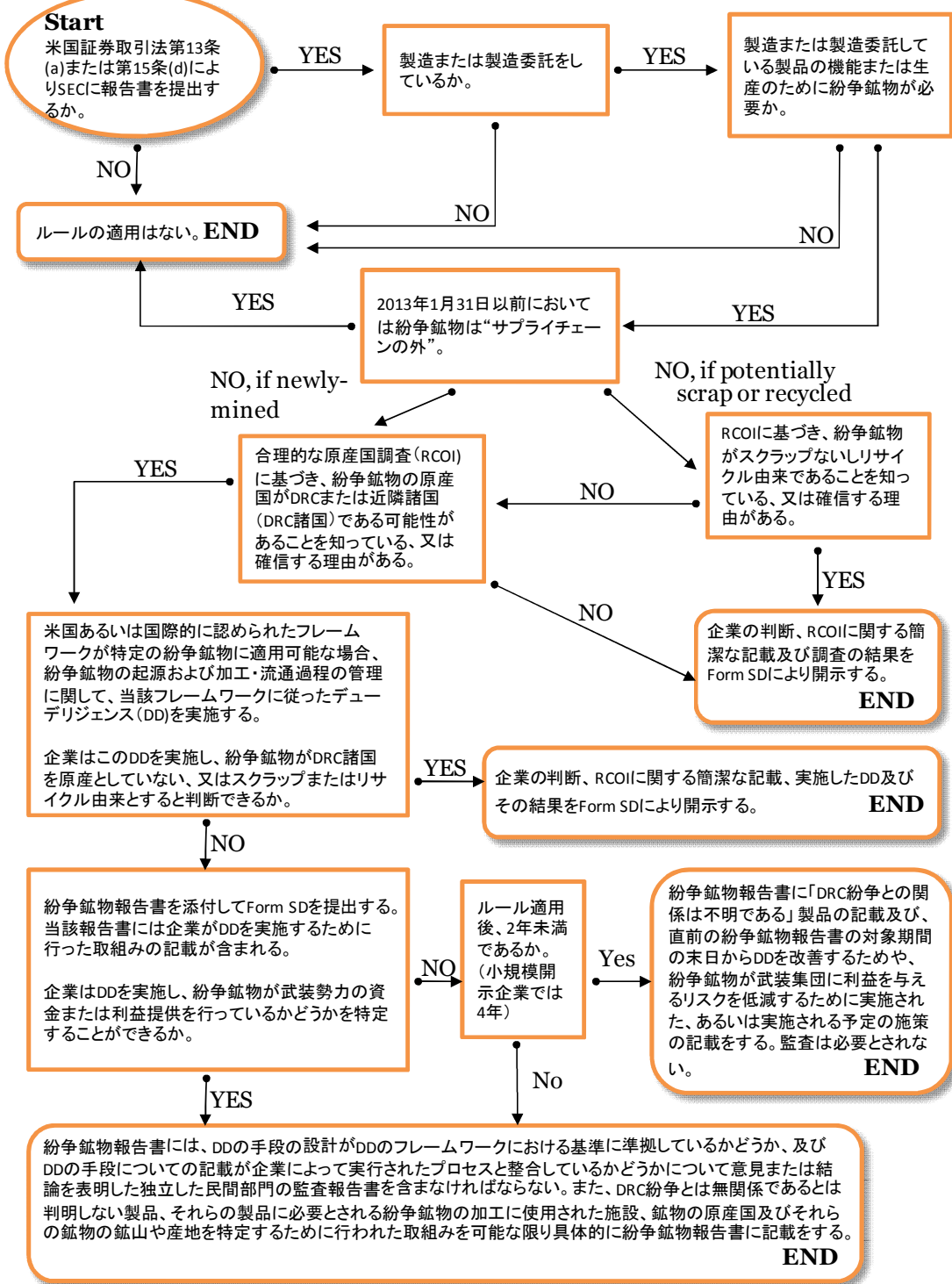
.61 紛争鉱物を含んだ製品を企業に提供している未上場企業は、取引先企業がルール遵守に関してのどのような方針を立てているかを把握するために、取引先企業と対話を始める必要があります。このようなサプライヤーは取引相手先企業が質問票を提示するまでに、必要となる情報を収集するプロセスの構築を始めなければなりません。

.62 本規則の影響が大きい産業の上場企業や未上場企業は、一般的に、各社を支援するためにどのような取組みを行っているかを把握するために専門業者に問い合わせをする必要があります。

質問

.63 当データラインに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメントパートナーまでお問い合わせいただくか、conflict.minerals@us.pwc.comまでe-mailをお送りください。当DataLineに関して質問があるエンゲージメントチームは、ナショナル・プロフェッショナル・サービス・グループのSara DeSmith (1-973-236-4084) またはDiane Howell (1-973-236- 5819) までお問い合わせください。

Appendix: ルール適用に関するSECデシジョン(判断)ツリー



Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.